

原議保存期間	1年（令和9年3月31日まで）
--------	-----------------

佐 本 監 発 第 1 3 6 号
令 和 7 年 9 月 8 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

有 効	令和9年3月31日まで
企画係	

佐 賀 県 警 察 本 部 長

非違事案の絶無について（通達）

今般、科学捜査研究所の職員が、DNA型鑑定業務に当たり、長期にわたり、関係書類の偽造及び鑑定資料の紛失等に及んでいた事実が明らかとなったところ、本日、一連の行為を、虚偽公文書作成、同行使及び証拠隠滅事実により送致するとともに、同職員を懲戒免職処分とした。

厳正に行われるべき鑑定業務において、長期にわたり、著しく適正を欠く状況が継続していたことは、捜査のみならず、警察活動全般への信頼を大きく損なうものであり、極めて遺憾である。

今般の事案の発生要因等を踏まえた今後取り組むべき方策は、下記のとおりである。各位にあっては、非違事案の絶無のため、各所属及び各係等の実情に応じた諸対策を推進し、その万全を期されたい。

記

1 高い倫理観のかん養

もとより、全ての警察職員が「良心のみに従い、警察職務の遂行に当たる」旨宣誓しているとおり、一人一人の職員において、日々、それぞれに与えられた職務に、高い倫理観を持って、誠実かつ実直に取り組むべきは当然である。

各級幹部は、部下職員において、警察職員としての自身の倫理観に照らし、それぞれに与えられた職務に存分に取り組むことができるよう、的確な措置を講じること。あわせて、仮にそれを阻む事態を認めたときは、速やかにこれを是正すること。

2 職務に当たり作成する公文書の取扱い

公文書が正しく作成され、正しく管理されることは、警察部内における正しい意思決定の前提となるものであり、警察業務全般の信頼性・正当性を担保するものでもある。中でも、捜査に係る文書について、刑罰法令の適正かつ迅速な適用のため、厳に正確を期すべきは当然である。

また、捜査に係る文書をはじめ、職務に当たり作成した公文書は、その重要性を踏まえ、不備等が認められた際の訂正に当たっても、厳格な措置が求められている。

各級幹部は、部下職員に対し、それぞれの職務に当たり作成し、又は取得した公文書について、改めて、その重要性に係る認識の醸成を図ること。あわせて、公文書の訂正の際には適正な措置を講じるべき旨について、認識を徹底すること。

3 幹部による業務管理

業務管理は、組織が正しく機能する前提である。

幹部の役割は、部下職員がその能力を存分に発揮できる状況を作り、その発揮されたものが正しい方向に進むよう導くことにあり、もとより、その実現には、日々の正しい業務管理が不可欠である。

各級幹部は、自身の率いる所属及び係等について、職員一人一人による職務の遂行状況を含め、その業務の推進状況の把握に努めるとともに、必要に応じ、的確な措置を講じること。あわせて、的確な業務管理及び措置のため、執務室・庁舎内の環境整備について、格段の配慮をすること。